

- 夏の大掃除 ..... p 1  
悪質商法に気をつけて！ ..... p 2  
平成27年度板橋区消費生活相談の状況 ..... p 3  
お試し価格で健康食品を買ったつもりが定期購入だった  
～ネット通販の定期購入トラブルに注意しましょう！～ ..... p 4

編集・発行 板橋区消費者センター



# 夏の大掃除

＼年に一度の大掃除、夏にやってみませんか!?／

網戸を掃除して  
通気をよく



クーラー(吹き出しが)  
のカビ掃除



天井の拭き掃除  
高い室温を利用して乾かす



水が冷たくない  
ので排水口の  
掃除もしやすい



油汚れは暑い夏  
だから落としやすい



- ◎ 年末はクリスマスや年賀状書き、お正月の準備など、何かと忙しいものです。  
夏に大掃除をして、月に一度のチョコっと掃除、目についた時のササっと掃除で  
年末の大掃除を小掃除に変えて楽(らく)しましょう！  
◎ 夏休みの時期なので、子どもと一緒に取り組むとお掃除の楽しさを知る機会にもなります。

# 悪質商法に気をつけて！

消費者センターには、消費者から様々な相談が寄せられています。今回は皆さんに特に気をつけてほしい悪質商法の事例をご紹介します。悪質商法の被害に遭わないよう、日頃から注意しましょう。



## 手口1 架空請求

利用した覚えのないサイトの運営業者から利用料金の請求メールが届いた。そのメールには「連絡しないと法的手段をとる」などと書かれている。業者にはまだ連絡していないがどうしたらいか。

- 利用した覚えがなければ決して支払いをせずに業者からの連絡を無視するようにしましょう。
- 知らない業者に連絡すると、あなたの個人情報を業者に教えてしまうことになり、悪用される可能性があります。
- 「今日中に連絡してください」や「最終通告」など、連絡や支払いを急がせる場合もあります。あわてて連絡や支払いをしないように気を付けましょう。
- インターネットで相談窓口を検索したら公的機関と思わせるような名称の業者が表示されたので解決を依頼したところ、高額な解決金を請求されたというケースもありますので注意が必要です。

## 手口2 訪問買取

「不要な服などありませんか」と業者から電話があった。ちょうど着ない服があったので業者を自宅に呼んだら、その途端に貴金属はないかとしつこく言われ売ってしまった。

- 物品を売りたくない場合ははっきり断りましょう。一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。
- 業者をむやみに家にあげないようにしましょう。いったん家にあげると周りの目が届きにくい上、業者がなかなか帰らないケースもあります。
- 業者や担当者の名前や連絡先、やり取りなどを記録し、契約書面は必ず受け取りましょう。
- 売主は、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であればクーリング・オフできます(一部できない物品もあります)。クーリング・オフ期間中は、売却品を売主の手元で保管することが可能です。

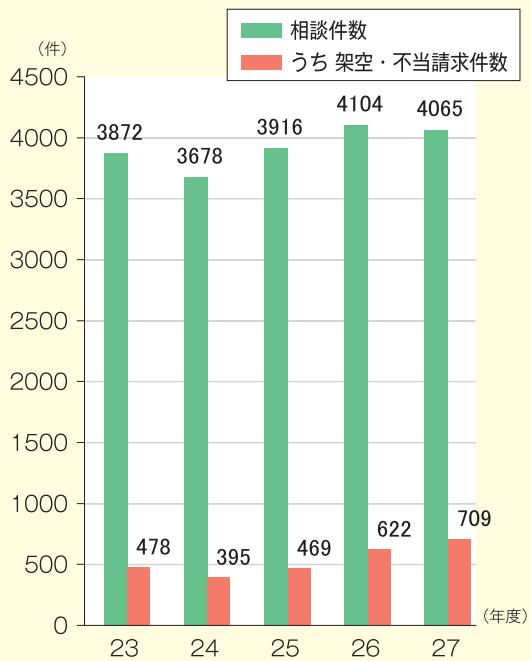
## 消費者センターなどをかたった電話に注意！

消費者センターや国民生活センターなど公的機関を名乗って「あなたの個人情報が流出している」と電話をかけ、個人情報を削除する名目で金銭をだまし取ろうとする手法が増えています。

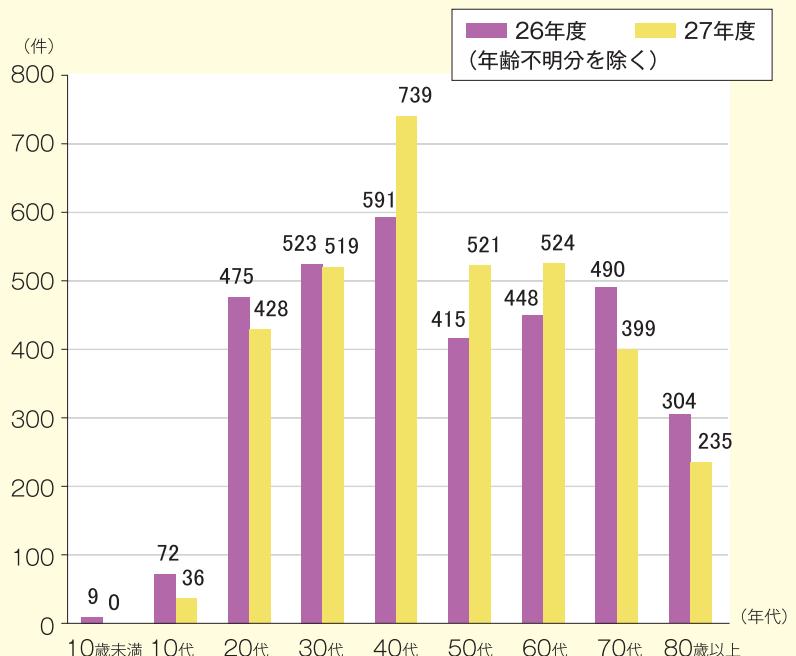
- 消費者センターなどが「個人情報が流出している」などと電話をかけることはありません。また、金銭の要求をすることもありません。
- このような不審な電話があった際は相手にせず、電話をすぐに切るようにしましょう。

# 平成27年度板橋区消費生活相談の状況

相談件数の推移



年代別相談件数



## 相談の多かった商品・サービス(上位5位)

順位	商品・サービス	件数
1	デジタルコンテンツ ※1	753
2	不動産賃借	251
3	商品一般 ※2	220
4	インターネット接続回線	123
5	工事・建築	103

※1 デジタルコンテンツ：携帯電話・パソコン等からインターネットを通じて得られる情報

※2 商品一般：商品を特定できない相談

- 相談件数は4,065件、そのうち「架空・不当請求」は709件でした。
- 件数全体は、ほぼ横ばいですが、架空・不当請求は前年度に比べて約13%の増加となっています。
- 40歳から60歳代までの相談件数の増加がみられます。スマートフォンの普及により、契約に関するトラブル、架空請求メール、また、インターネットで検索中にアダルトサイトの画面になり、クリックしたら登録料を請求されたという相談など、通信サービスに関する相談全般が増加したことが原因と考えられます。
- 商品・サービス別ではインターネットの光回線やプロバイダ契約などの相談が増加しています。

## 高齢者を消費者トラブルから守るために

板橋区消費者センターでは、区関連部署のほか、警察、おとしより相談センター（地域包括支援センター）、民生委員、介護事業に従事されている方などにもご協力をお願いし、高齢者の消費者被害の防止に努めています。

高齢者は日中、家にいることが多いため訪問販売や電話による勧誘を受けることが多く、他の年代に比べて契約トラブルに遭いやすく契約金額が高くなる傾向にあります。また、加齢による判断力、記憶力の低下に乗じた勧誘も見受けられるため、周囲の見守りや気付きが大切です。

- 見慣れない工事業者や訪問販売の業者が高齢者世帯に出入りしている
- 新しいものや見慣れない商品が増えている（健康食品、布団、浄水器など）
- 代金の支払いに困っている

このような方を見かけましたら、まずは消費者センターへご相談ください。

お試し価格で健康食品を買ったつもりが定期購入だった

～ネット通販の定期購入トラブルに注意しましょう！～

1回限りのお試しのつもりでインターネット通販でキャンペーン価格の健康食品を購入したら、実は定期購入の申し込みをしたことになっていて、継続して高額な商品を購入しなければならないことがわかった、という相談が寄せられています。



## 相談事例 1

ネット通販の広告に健康食品がお試し価格の 500円 で紹介されていたので購入した。試してみたものの効果が感じられず、続けて買いたいとは思わなかったので、そのままにしていたら、翌月も商品が送られてきた。送付状には定期購入と記されていて、2回目の商品価格は 3,000円だった。メールでキャンセル依頼したところ、解約は3回目の商品受け取り後でないとできないと返事が来た。

## 相談事例 2

スマートフォンでSNSのサイトに表示されたモデルお薦めのダイエットサプリメントの広告を見て、1カ月分2,000円のモニター価格で、クレジット決済で購入した。後日クレジット明細を見ると、約30,000円の請求になっていた。定期購入になっているようだ。業者の連絡先を探して電話をしたがつながらない。

## 消費者へのアドバイス

通信販売はクーリング・オフできません。返品の可否や条件などは、広告に記載された内容に従うことになります。お試しという言葉に惑わされて、すぐに申し込むことなく、広告をしっかり読んで購入や返品の条件を確認しましょう。また、事業者の氏名(名称)、住所、電話番号、代表者名等の記載がきちんとあるかを確認しましょう。SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)では、登録した個人情報に基づき広告が表示されることがあります、そのような広告はトラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告が見られないこともあるので注意が必要です。

(板橋区消費生活相談員)

# 広 告

商品の購入や契約など消費生活にかかる相談を無料で受け付けています。

## 板橋区消費者センター

**tel : 03-3962-3511** (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

土・日・祝日はこちらへ

## 消費者ホットライン

い や や !

**tel : (局番なし) 188**

以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)  
土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。  
一部のIP電話、ブリペイド式携帯電話からはご利用できません。

## 板橋区消費者センター

**tel : 03-3579-2266**

〒173-0004  
板橋区板橋2-65-6  
板橋区情報処理センター 7階  
Fax : 03-3962-3955  
ホームページ  
<http://www.city.itabashi.tokyo.jp>  
記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

東上線：大山駅より徒歩8分  
三田線：板橋区役所前駅より徒歩3分

至成増  
↑  
至  
大山駅  
↓  
至池袋

東京都健康長寿医療センター  
グリーンホール  
板橋第一中学校  
保健所  
区立文化会館  
遊座大山商店街

都営三田線  
板橋区役所前駅出口  
中山道  
A3  
A2  
山手通り  
消費者センター